

令和3年(2021年)1月8日

上関町立小中学校の保護者の皆様へ

上関町立上関小学校 校長 伊藤 雅章  
上関町立上関中学校 校長 吉中 孝志

### 学校における臨時休業等の判断に係る方針（改訂版）について

新年を迎え、今年度最後の学期が始まりましたが、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について日々適切に対応していただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年7月22日に「上関町立学校における臨時休業等の判断に係る方針」についてお知らせしたところですが、文部科学省より新たな情報や知見が示されたことを受け、上関町教育委員会から、「上関町立学校における臨時休業等の判断に係る方針（改訂版）」の通知がありました。**\*変更点は、朱書きで示した3. 4です。**

については、今後各校毎に本方針に基づいて、下記によって対応していきたいと思います。なお、これまでは、近隣市町（柳井市、田布施町、平生町）の感染状況も踏まえておりましたが、今後は本町の感染状況のもとでの判断となります。

繰り返しにはなりますが方針の結びにもありますように、今後本町にて感染者が発生した場合においても、正しい知識、正しい人権意識のもと、感染された方にそれ以上の苦しみを与えない、優しく温かい心遣いや行動ができる上関町民の一人であるよう児童・生徒にも引き続き指導してまいりたいと思います。

### 記

- 1 本町において感染者が、児童・生徒及び教職員以外である場合
  - ① 感染経路が明確であるなど、学校内での感染の広がる懸念が極めて低いと判断される場合は、通常の授業を継続する。
  - ② 感染経路が不明であるなど、学校でも注意を要する状況の場合は、身体的距離の一層の確保や感染リスクの高い活動の中止など、感染防止対応を強化した上で、授業を継続する。
- 2 本町において児童・生徒又は教職員が濃厚接触者となった場合
  - ① 該当児童・生徒又は教職員については、出席（出勤）停止とする。（原則として、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とする。）
  - ② 他の児童・生徒や教職員も濃厚接触者となる可能性がある場合は、保健所により確定されるまでの間、該当児童・生徒又は教職員の出席（出勤）停止とともに、必要に応じて、学校の一部または全部の臨時休業を行う。
- 3 本町において児童・生徒又は教職員の感染が判明した場合
  - ① 該当児童・生徒又は教職員については、出席（出勤）停止とする。
  - ② 他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者である場合は、出席（出勤）停止とする。
  - ③ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、学校の一部または全部の臨時休業を行う。

- ④ 臨時休業となった場合、感染経路や状況等の詳細を踏まえ、学校再開の時期や方法を判断する。

\* 各対応の判断に当たっては、保健所や関係行政機関、学校医等の助言を受ける。

#### 今回の変更点について（1）

本町児童・生徒又は教職員の感染が判明した場合には、これまでは直ちに臨時休業を行うようにしていましたが、

- ・基本的な感染防止対策が十分とられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、(学校以外の)他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止を行わないことも多いこと。
- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと。
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが(11/25までで55%)、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり、逆に大きく広がった事例は限られていること。

等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所や関係行政機関と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました。

引用「学校の新しい生活様式 2020.12.3Ver.5」(文部科学省)

#### 今回の変更点について（2）

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であると先日、報道発表されました。さらに、次のように公表されています。

- ・地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。
- ・児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。
- ・学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

引用「小学校・中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)2021.1.5」(文部科学省)

#### 4 感染や濃厚接触の疑いが生じた場合

近隣市町にも感染が広まり、今後、自身や家族に感染不安が生じるケースもあるかと思えます。感染不安からお子様を休ませたいというお申し出について、感染者が急激に増えている地域であるなどにより、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「出席停止の日数」として欠席としないことも可能です。必要に応じてご相談ください。

#### 5 その他(お願い)

本方針では、それぞれの学校内における感染者や濃厚接触者の確認状況により、各校で対応が異なる場合があります。

今後の状況により方針を変更する場合は、改めてお知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症については、誰にでも感染リスクはあるものです。感染者等の人権が侵害されること(いじめ等)は絶対にあってはなりません。